

期 中 の 評 価 個 表

事業名	民有林直轄治山事業	事業計画期間	昭和45年度～平成18年度
事業実施地区 (都道府県名)	笛吹川地区(ふえふきがわ) (山梨県)	事業実施主体	関東森林管理局東京分局 山梨森林管理事務所
事業の概要・目的	<p>当地域は古くからたびたび土砂災害を被り、昭和33年から昭和41年にかけて4回の台風と梅雨前線の通過時には、多数の崩壊が発生し、大量の土砂が流出したため、その被害は、死傷者約千人、家屋7千2百戸全半壊・流出に上った。広範囲にわたる多数の崩壊地復旧と渓流に堆積する膨大な不安定な土砂の固定、流出防止を図るには、大規模で継続的な治山対策が必要であることから、山梨県等からの強い要請を踏まえ、昭和45年度から民有林直轄治山事業として、本事業に着手した。その後、大規模な豪雨災害の発生に応じ、事業内容を見直しつつ、現在に至っている。</p> <p>主な事業内容：溪間工261基 山腹工312.5ha</p>		
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化	<p>本事業の採択当時においては事業評価制度が導入されておらず費用対効果分析を行っていないが、現時点における費用対効果分析結果は以下のとおりである。</p> <p>総費用(C) 20,074,652千円 総便益(B) 100,087,810千円 分析結果(B/C) 4.99</p>		
森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	<p>急峻な地形で、風化の著しい脆弱な花崗岩からなり、侵食されやすく、豪雨等により新規崩壊や拡大崩壊が発生し、土砂が流出している。当地区の下流には、多目的の広瀬ダムが設置され、農耕地5,800ha、人家5,400戸に水を供給しており、ダム機能の保全・維持が強く求められている。治山事業の実施により、急激に増加していた広瀬ダムの堆砂率が30%台で安定した。</p> <p>保全対象：人家6戸 旅館等6棟 発電施設2箇所 農耕地1.5ha 国道140号</p>		
事業の進捗状況	<p>山腹崩壊地については、崩壊地の拡大を抑制するとともに、復旧整備を図るため、土留工の施工、草・木本類による緑化工の実施、渓流については、不安定堆積土砂の流出を抑制するとともに、溪岸侵食の抑止を図るため、溪間工の整備を進めており、平成15年度までの事業の進捗率は89%(事業費)の見込みである。</p>		
関連事業の整備状況	<p>当地区内及び下流域において砂防事業が実施されており、調整会議等により十分な連携を図りつつ、効果的・効率的な事業実施に努めている。</p>		
地元(受益者、地方公共団体等)の意向	<p>当地区は、水源の森百選に選ばれ、重要な水源地域であるほか、豊かな自然やそこに住む多くの動植物などの宝庫で重要な地域である。また、標高が高く、地形は急峻、地質は脆弱であることから、本村をはじめ富士川流域全体の国土保全機能を向上させるため、民有林直轄治山事業の継続を要望する。(三富村)</p> <p>花崗岩の風化が広範囲に進み、大規模な崩壊や渓流の侵食が多数みられ、整備には、高度の技術や緊急性を要するため、本事業の継続と早期完成を要望する。(山梨県)</p>		
事業コスト縮減等の可能性	<p>間伐材を利用した工法を採用するなどにより工事コストの低減を図っている。</p>		
代替案の実現可能性	<p>該当なし</p>		
第三者委員会の意見	<p>当地区は、着実に林地に復旧されているが、未だ崩壊地や荒廃渓流も多く存在し、不安定土砂が堆積していることから、渓流から流出する不安定土砂を抑制するとともに、崩壊地の拡大を抑制するため、今後とも当該事業を継続することが望ましい。</p>		
評価結果及び実施方針	<p>・必要性： 山腹崩壊地及び溪床に堆積する不安定土砂の状況から、放置すれば荒廃の進行等が懸念されること、地元からも国土保全・水源かん養機能の発揮を要請されており、下流域の保全のため当事業の実施が必要である。</p> <p>・有効性： 事業の実施により森林への復旧や溪床に堆積する土砂の安定化など下流域の保全等が図られることから、事業の有効性は認められる。</p> <p>・効率性： 対策工の計画に当たっては、現地に応じた最も効果的かつ効率的な工種・工法で検討されており、また、事業実施に当たってもコスト縮減に努めていることから、効率性は認められる。</p> <p>上記 から の各項目及び各観点からの評価、並びに第三者委員会の意見を踏まえて総合的かつ客観的に検討したところ、事業の継続実施が妥当と判断される。</p> <p>・実施方針：継続</p>		